

# 愛知県市場化テストモデル事業実施要項 (公共職業訓練 名古屋高等技術専門学校 短期課程「OAビジネス科」業務)

## 愛知県市場化テストモデル事業について

### 1 目的

愛知県(以下「県」という。)は、「あいち行革大綱 2005 - 後半(平成 20~22 年度)の取組について - 」(平成 20 年 3 月)に基づき、これまで民間開放が困難とされてきた公共サービスについて、官と民とが競い合うことにより、サービスの質の向上と経費節減を実現する市場化テストの導入を進めている。

制度導入に先立ち、官民による公正な競争の実施等の制度設計を行う上での必要事項を検証するため、モデル事業を実施する。

### 2 モデル事業による業務実施主体選定の考え方

対象とする業務について、民間事業者と対象業務所管部署の提案内容を比較し、質と価格を総合的に評価し最も有利な提案をした者を選定する。

民間事業者の提案が対象業務所管部署の提案内容を上回った場合は、県と民間事業者の間で委託契約を締結し、民間事業者が業務を実施する。

対象業務所管部署の提案内容を上回る民間事業者の提案がない場合は、県が業務を実施する。

## 対象業務の内容

### 1 対象業務

公共職業訓練 名古屋高等技術専門学校 短期課程「OAビジネス科」(以下「対象課程」という。)の実施に係る業務

### 2 対象業務の概要

県立名古屋高等技術専門学校(名古屋市北区安井二丁目4番48号。以下「専門学校」という。)では、職業能力開発促進法に基づき離転職者を対象として、就職に必要な基礎的な知識・技術の習得を目的とした職業訓練を実施し、早期就職を支援している。

このうち、短期課程「OAビジネス科」の実施に係る業務をモデル事業の対象とするものである。

### 3 対象業務の内容

#### (1) 訓練の内容

訓練内容は、別添「愛知県立名古屋高等技術専門学校 職業訓練基準 オフィスビジネス系 OAビジネス科」(以下「訓練基準」という。)による。

訓練には、訓練生の生活指導も含むものであること。(「職業訓練指導員業務指針について」(昭和 37 年 8 月 6 日訓発第 191 号))

#### (2) 訓練の規模

訓練期間及び実施回数

6 か月 × 2 回

## 定 員

30人/回(年間定員 60人)

## 入校時期

4月、10月

### (3) 訓練の対象者

求職中の者で、対象課程の受講を希望する者

### (4) 訓練生の募集及び選考(募集パンフレットの作成を含む。)

県が実施する。

ただし、選考については、県と受託者が共同して行う。

### (5) 訓練の実施時間

6か月につき700時限(訓練時間50分と休憩10分で1時限とする。)

なお、訓練基準に記載されている各教科目の訓練時限数については、各教科目の訓練時限数の30%まで減じ、他の教科目(新たな科目は不可)に充てることができる。

訓練は、週5日、1日当たり7時限の訓練カリキュラムを標準とし、原則として土、日、祝日を除く日に設定する。なお、土、日、祝日に設定しようとする場合には、別途届出を行うこと。

入校・修了式の時間は、学科(社会)の時間内に実施することができる。

就業支援時間は、学科(社会)の時間内に実施することができる。

### (6) 訓練の実施場所

名古屋市内において、受託者が自ら確保する施設とする。

### (7) 訓練に使用する施設、設備等

訓練施設、設備については、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、訓練を適切に実施することができるものと認められるものであること。

訓練基準の「6 設備基準」を満たすものであること。

### (8) 訓練を指導する者の資格及び配置

訓練を指導する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の2第2項の規定に該当し、職業訓練の適切な指導が可能と認められる者であること。

(注) 職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当すると認められる者とは、規則第48条の3において、次の者とされている。

- 1 法第28条第1項に規定する職業訓練に係る教科(以下「教科」という。)に関し、応用課程の高度職業訓練を修了したもので、その後1年以上の実務の経験を有する者
- 2 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了したもので、その後3年以上の実務の経験を有する者
- 3 教科に関し、大学(短期大学を除く。)を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有する者

- 4 教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有する者
- 5 教科に関し、規則第46条の規定により職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
- 6 1から5までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が別に定める者
  - (1) 教科に関し、外国の学校であって大学(短期大学を除く。)と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有する者
  - (2) 教科に関し、外国の学校であって短期大学と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有する者
  - (3) 厚生労働省職業能力開発局長が、(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

訓練を指導する者及び補助の講師の配置は、座学は訓練生30人に1人、実習は訓練生30人に2人以上置くものとする。

(9) 就職支援

訓練生に対する就職支援(キャリアガイダンス、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介の実施)を行う。企画書において、具体的計画を提示すること。

(10) 訓練生の負担

訓練生の授業料は無料とする。ただし、教科書等は訓練生の自己負担とする。

**対象業務の実施に当たり確保されるべき質**

確保されるべき質は、以下のとおりとする。

- 1 訓練修了時の修了率が、概ね90%以上確保されること。

$$\text{修了率} = \frac{\text{修了者数}}{\text{入校者数}} \times 100$$

- 2 訓練修了3か月後の就職率が、概ね70%以上確保されること。

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者数} + \text{就職のために中途退校した者の数}}{\text{修了者} + \text{就職のために中途退校した者の数}} \times 100$$

**実施期間**

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(6か月訓練×2回)

**入札に関する事項**

**1 対象業務を実施する者の決定方法**

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2)によるものとする。
- (2) 対象業務所管部署は、入札参加者と同様に、下記7に定めるとおり企画書(様式を除く。)を提出するものとする。
- (3) 対象業務所管部署の提出書類と入札参加者の提出書類を審査し、入札参加者のう

ち、質と価格を総合的に評価し最も優れた提案をした者の提案内容が、対象業務所管部署の提案内容を上回った場合、その者を落札者として決定する。

- (4) 対象業務所管部署の提案内容を上回る入札参加者が無い場合は、県が提案内容に基づき業務を実施する。
- (5) 評価の基準は、別紙「愛知県市場化テストモデル事業落札者決定基準（公共職業訓練 名古屋高等技術専門学校 短期課程「OAビジネス科」業務）」（以下「落札者決定基準」という。）による。

## 2 予定価格

金 22,400,575 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 1,066,694 円）

## 3 入札参加資格

次のいずれも満たすこと。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条各号（第 11 号を除く。）のいずれにも該当しない者であること。  
なお、同条第 12 号の「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「愛知県市場化テストモデル事業監理委員会」（以下「監理委員会」という。）と読み替えるものとする。
- (3) 愛知県出納事務局の「平成 20・21 年度愛知県入札参加資格者名簿」の大分類「3 役務の提供等」に登録されている者であること。
- (4) 愛知県出納事務局指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 4 実施要項及び落札者決定基準の配布並びに入札説明会の開催

- (1) 実施要項及び落札者決定基準の配布

期 間

入札公告の日（平成 20 年 9 月 12 日（金））から入札参加申し込みの日（平成 20 年 10 月 2 日（木））までの平日（午前 9 時から午後 5 時まで）。

場 所

愛知県総務部総務課行政経営企画グループ

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 県庁本庁舎 4 階 〒460-8501

電 話 （052）954-6077（ダイヤルイン）

F A X （052）954-6901

電子メール somubu-somu@pref.aichi.lg.jp

- (2) 入札説明会の開催

日 時

平成 20 年 9 月 19 日（金） 午後 2 時

場 所

県立名古屋高等技術専門学校

名古屋市北区安井二丁目 4 番 4 8 号

参加申込み

別添様式 1 「愛知県市場化テストモデル事業入札説明会参加希望票」に必要事項を記入の上、平成 20 年 9 月 18 日（木）午後 5 時までに持参、郵送（必着のこと）、F A X 又は電子メールにより愛知県総務部総務課行政経営企画グループ（上記（1）

)に提出すること。

#### 留意事項

- ア 本実施要項及び落札者決定基準一式を持参すること。
- イ 参加できる人数は、1入札参加者につき2名までとする。
- ウ この入札に参加を希望する者は、入札説明会にできるだけ参加してください。

## 5 質問事項の提出及び回答

- (1) 本実施要項及び落札者決定基準の内容について、質問事項がある場合には、別添様式2「愛知県市場化テストモデル事業に関する質問票」に必要事項を記入し、平成20年9月29日(月)午後5時までに持参、郵送(必着のこと)、FAX又は電子メールにより愛知県総務部総務課行政経営企画グループ(上記4(1))に提出すること。(質問票以外の質問は受け付けない。)
- (2) 送付された質問事項及び回答は、平成20年10月6日(月)に、愛知県ホームページ(アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000001718.html>)において公表する。  
ただし、事業者や質問者の名称等はもちろん、個別事業者や質問者が特定できる情報は公表対象としない。

## 6 入札参加申し込み方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」(別添様式3)及び「暴力団排除条項該当性について、意見聴取するために必要となる書類」(別添様式4)を平成20年10月2日(木)までの平日(午前9時から午後5時まで)に愛知県総務部総務課行政経営企画グループ(上記4(1))に持参又は郵送(必着のこと)し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

別添様式4のうち、第2面から第7面までは、合わせて電子データを提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認結果については、申請者に対し通知する。
- (3) この入札に参加を希望し、愛知県出納事務局の「平成20・21年度愛知県入札参加資格者名簿」の大分類「3 役務の提供等」に登録されていない者は、愛知県出納事務局に対し入札参加資格の審査を申請し、平成20年10月15日(水)までに、その審査が完了されなければならない。

なお、愛知県出納事務局の入札参加資格の申請については、下記のとおり。

#### 申請手続き

申請手続きについては、愛知県ホームページを参照のこと  
(<http://www.pref.aichi.jp/0000008311.html>)

#### 問合せ先

愛知県出納事務局管理課物品グループ(入札参加資格申請)

電話 (052)954-6645(ダイヤルイン)

愛知県出納事務局管理課財務電算グループ(システム)

電話 (052)954-6644(ダイヤルイン)

#### 注意事項

既に本県の入札参加資格を有する者で、業務分類の追加・変更を希望する場合(大分類「3 役務の提供等」に登録されている必要があるため)並びに障害者雇用状況及び環境ISO14001取得状況(本入札の総合評価の加算事項であるため)の

区分の変更を希望する場合も同様とする。

入札参加資格審査の申請は、インターネットによる電子申請です。

入札参加資格審査の申請手続の完了には、一定の日数を要します。申請内容に不備がある等の場合は、期限までに手続きが完了できないことがあります。

## 7 入札書等の提出

入札に参加する資格があることの確認を受けた者は、(1)で定める「入札書」、(2)で定める「企画書」及び(3)で定める添付書類を提出するものとする。

### (1) 入札書（別添様式5）

入札書には、総価による金額を記入すること。

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 企画書

企画提案の内容として明らかにされる業務の質等に関する評価を受けるため、以下の企画書を8部提出する。

様式	法人(団体、個人)概要書
様式	職業訓練事業に対する基本的な考え方
様式	訓練カリキュラム等
様式	講師予定名簿
様式	使用予定テキスト一覧表
様式	使用予定ソフト一覧表
様式	訓練実施施設の概要
様式	訓練実施施設の運営体制
様式	就職支援の概要
様式	就職担当者名簿
様式	訓練実績
様式X	訓練費用積算内訳

### (3) 添付書類

以下の添付書類を、及び は各1部、 から までは各8部提出する。

法第10条各号（第11号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（別添様式6）

財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

法人にあっては、会社案内等事業所の概要がわかるもの（様式自由）

就業規則等、従事者の就業条件や給与体系等がわかるもの（様式自由）

障害者を雇用している民間事業者にあっては、障害者の雇用状況が分かる書類。（別添様式7）（なお、雇用義務のある民間事業者については、愛知県出納事務局の「平成20・21年度愛知県入札参加資格者名簿」で確認するので不要。）

### (4) 入札（提出）日時及び場所

日 時

平成20年10月24日（金） 午前10時

場 所

愛知県総務部共用会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 県庁本庁舎地下 1 階

(5) 開札日時及び場所

日 時

平成 20 年 11 月 4 日 ( 火 ) 午前 10 時

場 所

愛知県入札室

名古屋市中区三の丸二丁目 3 番 2 号 愛知県自治センター地下 2 階

落札者を決定したときは、その結果について、愛知県ホームページ ( アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000001718.html> ) において公表する。

(6) 留意事項

提出された書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできない。

また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

入札保証金及び契約保証金は免除する。

## 8 その他の入札実施手続

(1) 入札の無効

愛知県財務規則 ( 昭和 39 年 3 月 25 日愛知県規則 10 号 ) 第 152 条 ( 入札の無効 ) に該当する入札並びに本実施要項に示した入札参加資格 ( 上記 3 ) のない者、実施要項の入札条件に違反した者及び入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

(2) 入札の延期

入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期する。

(3) 代理人による入札

代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印 ( 外国人の署名を含む。 ) をしておくとともに、入札時まで委任状 ( 別添様式 8 ) を提出すること。

入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の効力

この入札の効力は、入札対象となる調達案件に係る予算が愛知県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

## 9 入札の実施に関する情報遮断措置

(1) 対象業務所管部署

対象業務所管部署は、愛知県産業労働部就業促進課及び県立名古屋高等技術専門学校とする。

(2) 入札を執行する部署

本件に係る入札を執行する部署は、愛知県総務部総務課とする。

(3) 情報遮断措置

本実施要項の公表後、対象業務所管部署に所属する職員と、愛知県総務部総務課に所属する職員との間における本件に係る一切の情報の交換を禁止する。

上記 について違反が発覚した場合には、対象業務所管部署の提案は無効とする。

## 対象業務の実施状況に関する情報の開示

以下 1 から 5 については、別紙 1 のとおり。

- 1 訓練料の概要
- 2 実施に要した経費
- 3 実施に要した人員
- 4 実施に要した施設及び設備
- 5 目的達成の程度

## 民間事業者が落札した場合の事項

### 1 契約の締結

入札により、民間事業者を実施者として決定した場合は、県は、本実施要項及び企画書の内容に従い、当該民間事業者（以下、 においては「受託者」という。）と書面により対象業務（以下、 においては「委託業務」という。）の実施に係る委託契約を締結するものとする。なお、契約日は平成 21 年 4 月 1 日を予定している。

なお、落札者が、契約締結前に、下記 5 の「契約の解除」で規定する要件（ただし、(3)から(6)及び(8)を除く。）に該当した場合及び落札者が契約を辞退し契約に至らなかった場合は、落札者決定基準による総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする（ただし、対象業務所管部署を除く。）。

### 2 委託料の支払

県は、受託者に対し、委託料を、各回の訓練開始日から 400 時限に達した時及び訓練が終了し、完了届を受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

県は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に受託者に支払うものとする。

### 3 県と受託者の役割分担

別紙 2 「愛知県と受託者との役割分担」及び「愛知県と受託者のリスク分担」のとおり。

### 4 受託者が講ずべき措置

- (1) 受託者は、業務開始日に、確実に委託業務を開始しなければならない。
- (2) 受託者は、やむを得ない事由により委託業務を中止しようとするときには、あらかじめ、県の承認を受けなければならない。なお、受託者の責に帰すことのできない事由により委託業務を中止する場合においては、県は、業務開始から当該中止の日までの日割計算による委託料を支払うものとする。
- (3) 受託者は、契約期間の終了、委託業務の中止又は委託契約の解除により、委託業務を終了する場合は、引継ぎ書等により責任をもって次の実施者に完全に委託業務の引継ぎを行うこと。また、次の実施者の準備行為に対しては責任をもって協力すること。

### 5 契約内容の変更

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約の内容を変更し、又



は履行を一時中止させることができる。

- (2) 上記(1)の規定により契約金額を変更するときは、別途協議して定める。
- (3) 契約締結後に、天災地変その他の不測の事態や経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるときは、その実情に応じ、県は、受託者と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- (4) 受託者（受託予定者を含む。）は、受託者の事情により講師（予定者を含む。）を変更しようとするときには、あらかじめ、県の承認を受けなければならない。
- (5) 講師（予定者を含む。）の変更にかかる必要な費用については、受託者が負担するものとする。

## 6 契約の解除

県は、受託者が次のいずれかに該当すると認めるときは、催告しないでこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、県は、その責を負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき、又は契約の締結に関し不正な行為があったとき。
- (2) 3の「入札参加資格」で規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 契約に従って委託業務を実施できなかったとき、正当な理由なく委託業務を実施することができないことが明らかになったとき、又はその他契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (4) 契約に基づく報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき、検査を拒み妨げ若しくは忌避したとき、質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は契約に基づく指示に違反したとき。
- (5) 委託業務の実施に関し不正な行為があったとき。
- (6) 受託者又は委託業務に従事する職員その他の従事者が、法令又は契約に違反して、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (7) 暴力団員を委託業務を統括する者若しくは従業員としていることが明らかになったとき、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- (8) 受託者が契約解除の申し立てをしたとき。
- (9) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (10) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、受託者に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (12) 受託者が、公正取引委員会が受託者に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その

訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (13) 受託者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (14) 受託者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

## 7 委託料の返還

- (1) 上記6のいずれかに該当し契約を解除した場合で、交付した委託料があるときは、県は受託者に対し、委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合においては、当該委託料の支払の日から当該委託料の返還の日までの期間の日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を県に返還しなければならない。
- (2) 受託者は、委託料の過払いがあったときは、それを返還しなければならない。

## 8 違約金の支払い

- (1) 受託者が、履行を遅延したときは、県に下記(2)(3)で定める違約金を支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると県が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 違約金の額は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の全額を切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。
- (3) 違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

## 9 賠償責任等

- (1) 受託者が、契約内容に違反し、又は故意若しくは過失によって県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として県に支払わなければならない。
- (2) 受託者が、委託業務の実施において、受託者に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 県は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、受託者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- (4) 受託者が履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、県は、受託者の負担でこれを執行することができる。なお、このために受託者に損害が生じても、県は賠償の責任を負わないものとする。
- (5) 受託者は、上記6のいずれかに該当するときは、県が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を県が指定する期限までに支払わなければならない。受託者が契約を履行した後も同様とする。ただし、上記6の(9)から(12)のうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他県が特に認める場合は、この限りではない。
- (6) 受託者は、次の に掲げる場合のいずれかに該当したときは、上記(5)の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する金額を支払わなければならない。  
上記6の(10)に規定する納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

上記6の(13)に規定する刑の確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (7) 上記(5)及び(6)の規定にかかわらず、県は、県に生じた実際の損害額が上記(5)及び(6)に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

## 10 受託者が業務を実施するにあたり講ずべき措置

### (1) 県との連絡、調整

受託者と県は、それぞれ担当者を定め、委託業務の円滑な実施のために必要な調整を図るものとする。

### (2) 公正な取扱い

受託者は、サービスの提供について、訓練受講者等を合理的な理由なく区別してはならない。

### (3) 金品等の授受の禁止

受託者は、委託業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

### (4) 宣伝行為の禁止

受託者は、委託業務を委託業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び委託業務以外の自ら行う事業が委託業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

### (5) 記録、帳簿、書類等

受託者は、委託業務に係る会計を他の事業に係る会計と区別して経理し、委託業務に要した経費を把握しなければならない。また、受託者は、委託業務の実施状況に関する記録、帳簿書類を作成し、委託業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### (6) 権利の譲渡

受託者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

### (7) 手数料又は報酬の徴収等

受託者は、委託業務を実施するに当たり、訓練受講者等から手数料又は報酬を徴収してはならない。

受託者は、委託業務を実施するに当たり、訓練受講者等に対し、委託業務の内容を構成しない他のサービス等の利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

### (8) 権利義務の帰属

県は、委託業務の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

受託者は、委託業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

### (9) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の実施に当たり、再委託を行ってはならない。

### (10) 安全衛生

受託者は、訓練を実施するにあたり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

に準じ、訓練期間中における訓練生の安全衛生について十分に配慮するものとする。

(11) 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者が協議する。

11 受託者の報告事項、守秘に必要な措置その他講ずべき措置

(1) 報告事項等

報告等

ア 毎月の訓練実施に当たり、「月間時限表」を作成し、前月の末までに専門校に送付するとともに、訓練生に配布し周知すること。

イ 県が指定する書式により訓練生の訓練の履修状況を含めた指導記録を作成するとともに、訓練修了日の翌週の末日までに専門校に報告すること。

ウ 毎日の訓練終了後は「訓練生日誌」を訓練生の代表に記入させ、担任指導員等が確認したものを、訓練修了日の翌週の末日までに専門校に送付すること。

エ 訓練生が欠席、遅刻、早退した場合には、「欠席・遅刻・早退届」及び添付証明書等を提出させ、毎日の訓練生の出席状況を把握し、月毎の状況を県が指定する書式（雇用保険の関係書類を含む。）により、毎月末の翌日までに専門校に報告すること。

オ 訓練生の中途退校の申し出、又は長期欠席があった場合は、遅滞なく専門校に報告し、その指示に従うこと。

カ 訓練期間中に訓練生に事故が発生した場合（通学途上を含む。）は、速やかに専門校に報告し、その指示に従うこと。

キ 訓練修了2週間前までに、県が指示する修了判定会議資料を作成し、専門校に報告すること。

ク 訓練修了時における訓練生の就職決定・見込み状況を把握し、訓練修了日の月末までに専門校に報告すること。

ケ 訓練修了時に訓練生に対し、県が作成するアンケートを配布、回収し、訓練修了日の翌週の末日までに専門校に提出すること。

コ 受託者は、委託業務を終了し、又は中止したときには、終了又は中止の日から1か月以内に、委託業務の実施状況を記載した報告書、収支計算書及び委託業務の実施に要した経費に関する報告書を県に提出しなければならない。

調査、監督、指示

ア 県は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、受託者に対し、委託業務の状況に関し必要な報告（上記を除く。）を求め、委託業務の実施場所に立ち入り、委託業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

イ 県は、受託者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

ウ 県は、本業務を実施するために必要があると認めるときは、委託業務の実施状況を公表することができる。

(2) 秘密の保持等

#### 個人情報取扱い等

ア 受託者は、個人情報を収集し、管理し、又は使用するに当たっては、委託業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、かつ当該情報の収集の目的の範囲内でこれを使用しなければならない。

イ 受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

ウ 上記ア及びイについては、受託者が委託業務に関して知り得た法人の情報についても同様とする。

エ 委託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これらの者が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合は、愛知県個人情報保護条例（平成16年12月21日愛知県条例66号）第55条及び第56条により罰則の適用がある。

#### 秘密の保持

委託業務に従事している者又は従事していた者及び受託者の役員又は従業員等で、業務に関する秘密を知り得た者は、その秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 12 契約締結前の業務の調整、引継ぎ及び準備行為

(1) 県及び受託者は、契約締結前に事業開始に向けた業務の調整（訓練日程、講師、会場、カリキュラムの確定等）を行なうとともに、十分な期間を取って引継ぎを行なうこととする。

(2) 受託者が準備行為を実施する場合は、県は可能な範囲で協力するものとする。  
なお、これらにかかる必要な経費については、受託予定者が負担するものとする。

## モデル事業実施に係る評価

### 1 実施状況に関する調査の時期

対象業務の実施状況については、実施期間の終了後及び県が必要と認める時点における状況を調査するものとする。

受託者は、訓練実施期間中に運営状況調査を県が実施し、必要書類の提示を求めた場合には、その指示に従うこと。また、上記運営状況調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

### 2 調査項目

- (1) 到達目標の達成状況
- (2) 訓練生へのアンケート調査結果（別紙3のとおり）
- (3) 対象業務の実施に要した経費

### 3 民間事業者の協力

対象業務を民間事業者が実施する場合、実施期間終了3か月後に就職率が明らかになった以降、県が実施する本評価に係る作業に協力するものとする。

### 4 その他

対象業務を実施することとなった者は、上記調査を行うに当たり、対象業務の実績及び実際の実施に要した経費を記録、集計するものとする。

### **実施状況等の監理委員会への報告**

県は、実施状況について、監理委員会へ報告するとともに、上記 11(1) に基づく報告徴収、指示、立入検査、指示等を行った場合には、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

<b>対象業務の実施状況に関する情報の開示</b>
---------------------------

**1 訓練科の概要**

株式会社の簿記会計の知識、日本語ワープロソフト、表計算ソフト、データベースソフト、プレゼンテーションソフト、ホームページ作成等、経理・事務分野への就職に必要な基礎的な知識・技術を幅広く習得する。

&lt; 訓練教科目の内容 &gt;

【訓練時間 700 時限】

区分	教科目名	標準時限数	訓練内容
学 科	社会	17	
	安全衛生	8	安全衛生管理理論
	簿記会計	210	個人企業会計及び株式会社会計の記帳技術及び財務諸表の作成
実 技	安全衛生作業法	15	
	OA 機器操作基礎演習	200	OA 機器の操作 日本語ワープロ、表計算
	ソフトウェア操作実習	150	インターネット、プレゼンテーション、データベースのソフトウェア操作
	実務総合演習	100	パーソナルコンピュータの総合演習

## 2 実施に要した経費

(単位：円)

項 目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
直接経費	人件費	常勤職員(職業訓練指導員)	14,027,980	14,139,951	14,818,227
		非常勤職員(時間講師)	1,242,000	995,400	1,099,800
	物件費		270,000	270,000	270,000
	委託料等	委託料			
		報償費・旅費・その他	277,388	100,974	132,696
計		15,817,368	15,506,325	16,320,723	
間接経費	人件費		1,841,681	1,888,701	1,629,692
	退職給付費用		1,584,921	706,202	1,544,124
	間接部門費		1,118,912	825,553	902,735
	減価償却費	備品	1,268,295	1,268,295	1,268,295
		建物	1,049,308	1,049,308	1,049,308
計		6,863,117	5,738,059	6,394,154	
合 計		22,680,485	21,244,384	22,714,877	

(注意事項) 各費目の内容は、以下のとおりです。

### 1 直接経費

- (1) 人件費 給料、職員手当(地域・扶養・住居・通勤・期末勤勉・超過勤務)、特殊勤務手当(実技訓練指導)、指導員共済負担金、互助会補助金
- (2) 物件費 需用費(実習経費)
- (3) 委託料等 委託費、旅費(該当する指導員及び時間講師の旅費)

### 2 間接経費

- (1) 人件費 専門校の管理部門及び本庁関連部門の人件費を職員数で按分して算出
- (2) 退職給付費用 対象となる業務に従事している指導員の退職給付費用
- (3) 間接部門費 光熱水費、施設維持管理費を面積按分、事務用消耗品費、コピー印刷費、通信費を訓練生の人数按分により算出
- (4) 減価償却費(備品) パーソナルコンピューター等を、耐用年数4年を基本として定額法により算出  
(建物) 耐用年数47年として定額法により算出



### 3 実施に要した人員

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
常勤職員(職業訓練指導員)	1.75 人	1.75 人	1.75 人
非常勤職員(時間講師)	6 9 0 時間	5 5 3 時間	6 1 1 時間

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・常勤職員 指導員免許を有し、訓練科のクラス運営から訓練指導まで訓練全般にわたって対応可能な能力が求められる。
- ・非常勤職員 個々の訓練教科目のより専門的な知識と指導技術が求められる。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- ・訓練計画に従って訓練を実施していくため、繁閑はない。
- ・ただし、8月に2週間程度の夏休み、年末年始に2週間程度の冬休み期間を設けている。

(注意事項)

- ・委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤者の人数を記載しています。人数の端数は、委託対象とならない、県が引き続き実施する業務部分を切り出していることによります。(別紙2を参照)
- ・通年で配置されない非常勤職員(時間講師)については、配置時間数を記載しています。

### 4 実施に要した施設及び設備

#### (1) 施設

##### 建 物

名古屋高等技術専門学校(名古屋市北区安井二丁目4番48号)

##### 使用面積

全体面積 9,691.92㎡

OAビジネス科使用面積 204㎡(教室102㎡、実習室102㎡)

#### (2) 主な設備等

コンピュータサーバ 2台

パーソナルコンピュータ 31台

ネットワークプリンタ 2台

## 5 目的達成の程度

(単位：人)

年 度	入校月	定員	応募者数	入校者数	中退 就職者数	修了者数	就職者数	修了率	就職率
平成 17 年度	4 月	30	108	29	1	27	20	93.1%	75.0%
	10 月	30	51	30	0	30	25	100.0%	83.3%
平成 18 年度	4 月	30	98	30	1	26	14	86.7%	55.6%
	10 月	20	47	20	2	18	12	90.0%	70.0%
平成 19 年度	4 月	30	86	29	0	25	13	86.2%	52.0%
	10 月	30	62	30	1	25	16	83.3%	65.4%
平成 20 年度	4 月	30	50	29					

就職率は、訓練修了3か月後の実績

(注)

$$\text{修了率} = \frac{\text{修了者数}}{\text{入校者数}} \times 100$$

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者数} + \text{就職のために中途退校した者の数}}{\text{修了者} + \text{就職のために中途退校した者の数}} \times 100$$



## 愛知県と受託者のリスク分担

No	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
			県	受託者
1	募集要領リスク	募集要領の誤りに関するリスク		
2	入校選考・入校リスク	入校選考・入校に関するリスク		
3	契約受結リスク	県の責に帰すべき事由により事業契約が結ばないリスク		
4		事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結ばないリスク		
5		上記以外の事由により事業契約が結ばないリスク		
6	資金調達リスク	必要な事業運営資金の調達が確保できないリスク		
7	生徒の経済的リスク (雇用保険等)	受託者が行う業務に起因するもの		
8	生徒の安全に関するリスク	受託者の責に帰すべき事由により発生したリスク		
9		上記以外に起因するもの(本人の責に帰すべき事由を除く)		
10	第三者賠償リスク	受託者が行う業務に起因するもの(受託者の監理監督の不備により発生したリスク)		
11	環境リスク	受託者が行う業務に起因するもの		
12	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行		
13		受託者の事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		
14	委託費支払遅延・不能リスク	県の責に帰すべき事由による委託費の支払い遅延、不能リスク		
15	生徒間におけるリスク	受託者の管理監督の不備により発生したリスク		
16	個人の情報漏えいにおけるリスク	他所への漏えい(漏えい元が受託者の場合)		
17		他所への漏えい(漏えい元が県の場合)		
18	就職支援におけるリスク	就職支援に伴う各種助成金受給ができなくなるリスク		
19		就職に関するリスク(指導方法等)		

訓練評価アンケート

氏名 \_\_\_\_\_

今後の訓練計画の参考としたいので、以下の質問について、あなた自身の率直な感想・意見を記入してください。

1 それぞれの科目ごとに1から4の番号でお答えください。

A 理解度	B 内容の水準	C 指導方法
1 よく理解できた	1 適切だった	1 大変効果的であった
2 おおむね理解できた	2 おおむね適切だった	2 効果的であった
3 あまり理解できなかった	3 あまり適切でなかった	3 あまり効果的でなかった
4 ほとんど理解できなかった	4 適切でなかった	4 適切でない

教科目名	A	B	C
安全衛生・安全衛生作業法	(例) 2	1	3
簿記会計			
OA 機器操作基礎演習 (パソコン、ワード、表計算)			
ソフトウェア操作実習 (インターネット、プレゼンテーション、データベース)			
実務総合演習			

2 その他、訓練を受講してお気づきの点がありましたらご記入ください。

(注) 訓練修了時に行うアンケートにおいて、以下の各項目に対する訓練生の評価の割合が、80%以上確保されること。

項目	評価内容
理解度	「理解できた」と評価した割合
内容の水準	「適切だった」と評価した割合
指導方法	「効果的であった」と評価した割合